



私たちの暮らしの中で外国人と接する機会は増え、国際化はとても身近なこととなりました。人や物、情報が国境を越えて頻繁に行き来することで、さまざまな人や文化が共存しています。このような多文化社会では、それぞれの文化の違いを尊重し合い、共に協力して暮らしていくことが大切です。お互いを認め合って、共に生きる社会を築きましょう。

I

外国人に関わる法制等のあゆみ

外国人と国籍

日本における外国人とは、日本の国籍をもっていない人のことをいいます。国籍とは、個人と国家とを結びつける法的なきずなのようなもので、国籍付与の要件は、国際法上、各国が原則として自由に決められることになっています。

現在の社会では、個人は国籍をもつことによって、さまざまな権利や利益の享受を国家から保障されています。世界人権宣言第15条第1項では、「すべての者は、国籍をもつ権利を有する」と規定し、国際人権規約自由権規約(B規約)第24条第3項や子どもの権利条約の第7条第1項も「すべての児童は、国籍を取得する権利を有する」と定めています。一方、無国籍状態から生じる不利益を緩和し除去するため、1954年(昭和29年)には「無国籍者の地位に関する条約」が、1961年(昭和36年)には「無国籍の削減に関する条約」がそれぞれ採択されました。

在日韓国・朝鮮人の法的地位

1910年(明治43年)の韓国併合により日本が朝鮮半島を植民地化したことにより、日本に在住する人々を含む朝鮮半島の人々は、1910年(明治43年)から日本国籍を有していました。1945年(昭和20年)の日本の敗戦により、朝鮮半島に対する日本の植民地支配は終わりましたが、その後も連合軍の占領下にあって、在日韓国・朝鮮人の法的地位は明確でなく、国籍と法適用において二転三転することになりました。

1952年(昭和27年)「サンフランシスコ平和条約」の発効に伴い、在日韓国・朝鮮人は日本国籍を喪失し、「出入国管理令」の対象となり、退去強制および再入国許可制度の適用など外国人としての取扱いを受けることになりました。さらに「外国人登録法」により指紋押捺と登録証の常時携帯が強制されるとともに、社会福祉や社会保障などの法制度においても対象から除外されることとなりました。

1965年(昭和40年)日韓基本条約の締結により「日韓法的地位協定」が結ばれ、韓国籍者のみ永住資格を得ることができました。

外国人登録法

日本に在留する外国人を登録し居住関係・身分関係を明確にするため、1952年(昭和27年)に制定されました。指紋押捺義務制度は1999年(平成11年)には全廃され、2012年(平成24年)には外国人登録法が廃止、新たな在留管理制度がスタートしました。

新たな制度では、これまでの外国人登録証明書に代わり、在留カード(中長期在留者)または特別永住者証明書(在日韓国・朝鮮人)が交付されるようになりました。在留カードは常時携帯義務と掲示義務が課せられていますが、特別永住者証明書の常時携帯義務はありません。

その後、日本は1979年(昭和54年)に国際人権規約を、1981年(昭和56年)には「難民の地位に関する条約(難民条約)」を、翌年1982年(昭和57年)には「難民の地位に関する議定書」を締結し、「出入国管理令」は「出入国管理及び難民認定法(入管法)」と改められました。これらを受けて、社会保障制度の国籍条項(日本国籍を有することを条件とする)が居住条項(日本に住所を有することを条件とする)へと変更され、在日韓国・朝鮮人は制度の適用を受けられるようになりました。その後、1991年(平成3年)の「出入国管理特例法」では、戦前から日本に居住している韓国・朝鮮人およびその子孫に対し、申請をすれば特例的に永住の資格(特別永住者)を得られることとし、在日韓国・朝鮮人は基本的に「永住」する外国人として、日本社会の構成員となりました。



80年代以降の外国人住民をめぐるうごき

1980年代後半に、アジアや南米諸国から日本へ働きに来る外国人が急増しました。

しかし、入管法には非熟練労働者の滞在を定めた在留資格がなく、多くの外国人労働者が労働条件や生活面でさまざまな不利益を受けることとなりました。

こうしたことを受け、1990年(平成2年)に入管法が改正され、在留資格の整備が行われたことにより、日系人とその家族には「定住者」として在留資格が認められました。入管法はその後も複数回改正され、2019年(平成30年)12月の改正では、新たな在留資格として「特定技能1号」および「特定技能2号」が追加されました。

在留資格とは

日本がどのような外国人を受け入れるかについて、その外国人が日本で行おうとする活動の観点から類型化して入管法で定めたものです。

① 特定の活動を行って在留しようとする外国人の在留資格

● 就 労 活 動 【外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技術実習】

● 非就労活動 【文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在】

【特定活動（法務大臣が指定する活動）】

② 次に掲げる身分または地位を有する外国人(活動内容に制限はない。)

【永住者（この内、戦前から日本に在留する韓国・朝鮮等の人々とその子孫は「特別永住者」という。）】 【日本人の配偶者等】 【永住者の配偶者等】 【定住者（日系定住者、難民系定住者等）】

令和5年〇月現在

滋賀県の取組

滋賀県には、歴史的経緯から在住を余儀なくされた韓国・朝鮮の人々が多数生活していますが、過去の植民地政策によって生み出された偏見が根強く存在し、さまざまな差別となって表れています。

また、1990年(平成2年)の入管法の改正以降、県内に在住する外国人は、就労を目的とする南米日系人を中心に急増しました。家族とともに長期にわたって生活することも多く、言語や文化、生活習慣の違い等により労働・教育・保健・医療等のさまざまな分野において問題が生じています。

県では、2010年(平成22年)4月に多文化共生社会の形成を推進することを目的とした「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定し、NPO等民間団体の活力を生かしながら、外国人住民と共に暮らす地域づくりに向けて取り組んできました。

2014年度(平成26年度)をもって5年間の計画期間が終了したことから、2015年(平成27年度)4月に経済・社会情勢の変化などに対応した「滋賀県多文化共生推進プラン(第2次改定版)」を策定し、外国人住民支援の視点から日本人住民と外国人住民が共に多文化共生社会を推進する視点到改め、2020年(令和2年)4月には新たに「滋賀県多文化共生推進プラン(第2時改定版)」を策定しました。

このプランは、「滋賀県基本構想」の理念を踏まえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、行政、国際交流協会、市民活動団体、企業、県民などの各主体が取り組む方向性を示す指針となるもので、滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、国籍などの違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指すこととしています。



II

在日韓国・朝鮮人に関する課題

2021年（令和3年）12月末現在、全国の外国人人口は、276万人を超え、出身国別にみると韓国・朝鮮の人々が約43万6千人で全体の約16%を占めています※¹。滋賀県では、約12.7%、4,141人となっています※²。

※¹ 法務省出入国管理庁調べ ※² 滋賀県国際課調べ

日本に多くの韓国・朝鮮の人々が住むようになった理由は

日本に多くの韓国・朝鮮の人々が住むようになったのは、1910年（明治43年）の「韓国併合」により、日本が朝鮮半島を植民地にしたことに起因します。植民地政策によって土地をなくした人々が、職を求めて日本をはじめ外国に渡りました。また、太平洋戦争が始まると、国内の労働力不足を補うため、朝鮮半島から多くの人々が強制的に日本に連れて来られました。1945年（昭和20年）太平洋戦争の終結によって帰国した人々もいましたが、多くの人々が祖国に生活基盤が得られない等の理由で日本に引き続き在住せざるを得なくなったのです。

現在の在日の韓国・朝鮮の人々の多くは、こういった歴史的な経緯を有する人々とその子孫にあたる人々たちです。

多くの在日の韓国・朝鮮の人々が日本で暮らしている歴史的背景を理解することは、多様な文化や習慣等を尊重し共生する社会を築いていくうえで重要なことです。

滋賀にゆかりの深い朝鮮半島の人々

古くから日本と朝鮮半島は、文化や技術・物の交流を通じて友好関係にありました。江戸時代、朝鮮から迎え入れた通信使が京都から江戸へ向かう途中、滋賀県内を通過する際、野洲で中山道から分かれ、八幡～安土～彦根を通りました。この道は、かつて関ヶ原の戦いで勝利をおさめた徳川家康が京都上洛時に用いた勝利の道であり、江戸幕府は将軍と朝鮮通信使の他には使用を許しませんでした。「朝鮮人街道」と呼ばれるこの街道沿いの休憩所や宿舎において文化交流が行われ、日韓友好のきずなを残したことから人々に親しまれています。



在日の韓国・朝鮮の人々をめぐる問題

在日の韓国・朝鮮の人々に対しては、明治以降の日本の植民地政策によって生み出された偏見が根強く存在し、さまざまな差別となって表れています。

例えば、在日の韓国・朝鮮の人々は、就職差別を受けたり社会活動や生活において差別を受けてきたことから、本名を名乗らず、あるいは生まれを隠しながら日本名（通名）を名乗らざるを得ませんでした。このことは、在日の韓国・朝鮮の人々に関する差別を温存することとなってしまいました。

在日韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチ

近年、在留韓国・朝鮮人の人々を合理的な理由なく一律に排除・排斥しようとしたり、危害を加えたりしようとするような内容のデモやネット上での書き込みの増加が大きな社会問題となり、このことが2016年（平成28年）のヘイトスピーチ解消法制定の背景となっています。

ヘイトスピーチは見聞きした人々に悲しみや恐怖や絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。



III

在住外国人に関する課題

近年における諸外国との人的・物的交流の拡大や入管法の改正により、県内に在住する外国人は南米日系人を中心に、2021年（令和3年）12月末現在、32,651人となっています*。近年では、家族で長期間滞在する南米日系人をはじめ、国際結婚や技能実習、留学などの様々な理由により外国人住民の国籍も多様化しています。

平成26年（2014年）以降、東南アジア地域出身者の技能講習生が急増し、国籍の構成も変化してきています。

今後は、更なる多国籍化の進展に伴い、言語や文化、習慣などが異なるさまざまな外国人住民の定住化が進むものと考えられます。

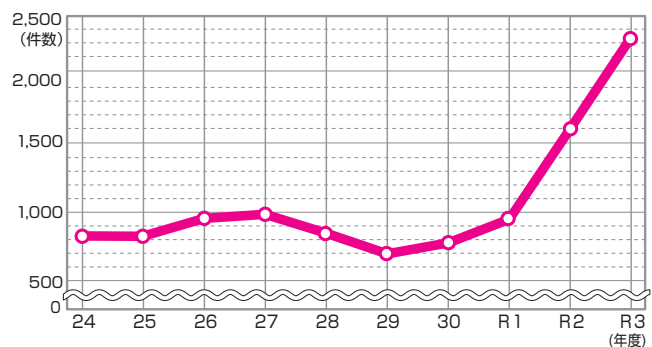
※ 滋賀県国際課調べ

言語や文化、生活習慣等の違いを超えて

それぞれの国には固有の言葉・文化・生活習慣があります。しかし、外国人が日本で生活する場合、日本ではなじまない習慣もあり、地域社会で理解されにくい場合もあります。

また、言葉が通じないために意思疎通が図れず、誤解を受けたり、権利を享受できないことがあります。特に市民としての諸手続や年金、保険、税金に関する制度の理解が困難な場合もあります。また、医療機関における言葉の問題は、適切な治療を受けるうえで切実な問題となっています。これらに対応するため、（公財）滋賀県国際協会や一部の市町の外国人相談窓口では、ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、中国語、ベトナム語などによる相談を受けています。

■ 外国人相談状況 平成24年度～令和3年（（公財）滋賀県国際協会）



相談内容別 相談状況 平成24年度～令和3年

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
労働	87	52	64	102	90	55	49	103	180	136
在留資格	75	44	28	34	49	25	28	99	96	139
教育	82	150	117	193	121	130	149	103	146	141
生活	262	277	376	381	313	262	359	205	412	412
医療	159	151	161	159	152	119	110	141	329	741
住宅	18	15	35	19	17	39	22	37	44	28
その他	144	138	178	107	108	68	72	262	396	608
合計	827	827	959	995	850	698	789	950	1,603	2,205

主な相談内容

● 労働分野について

外国人の多くは、間接雇用の形態で製造業で働いています。不安定な雇用形態に起因する解雇、その他給料の減額など様々な相談、労働災害や求職、有給休暇や時間外手当などの労働法や雇用保険に関する問い合わせがあります。

● 在留資格について

永住許可取得手続、家族の呼び寄せや結婚・離婚などの身分変化に関わる在留資格の取得・変更の問い合わせなどがあります。

● 日本語学習・教育について

日本語学習・外国人学校・日本の学校・職業訓練講座や各種学校に関する問い合わせ、学校と保護者との連絡事項の通訳や翻訳、帰国時の転校手続、高校・大学の情報提供、子どもの教育や学校適応の悩み相談など多様な内容となっています。

● 生活一般について

家族の定住化が進み、相談内容は生活全般にわたるものとなっています。健康保険、年金、税金、その他生活

一般の手続などに関する相談や行政機関の書類内容に関する問い合わせがあります。

● 医療・保健について

新型コロナウイルス感染症等に関する情報提供、医療用語や医療機関に関する情報提供、医療機関と患者との連絡調整や医療費の支払いに関する相談などがあります。

● 住宅について

従来からの入居拒否は減少し、公営住宅などに関する情報提供や転居、契約更新、退出時の支援や住宅購入などの相談もあります。

● その他

イベント、交通機関などの情報提供、民事や刑事関係の相談、その日常の場面での通訳や手続きの相談もあります。

※これらの相談に対応するため、さまざまな分野での協力、ネットワークづくりが求められています。

地域において、外国人住民の円滑な日常生活を支援されています。この他に子どもの学習支援や居場所づくりなどがあります。

一方、自治体等では、多言語による情報の提供が実用化されています。感染症に関するお知らせの多言語化や（公財）滋賀県国際化推進センターにより充実を図っています。

福祉、労働、教育等に関する問題

福祉、保健、医療、労働、教育等の行政サービスは、外国人住民が日本で生活していくうえで不可欠なものであり、適切な支援が求められています。

2012年（平成24年）7月からは、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となり、行政サービスの手続きの簡素化など利便性が向上しました。

福祉分野においては、高齢者、障害者、児童等に対する各種サービスや手当制度の周知が必要です。国民年金制度については、難民条約の締結により国籍条項が撤廃され、1982年（昭和57年）から加入できるようになりました。

また、保健、医療の分野でも、安心して快適に暮らせるよう医療保険制度への理解を求め、保険加入の促進が努められています。

Ⅳ

「心の国際化」をめざす

地域社会における国際化は、人と人の交流が基本となります。人と積極的に交流できるよう「心の国際化」を図り、国際化を進めます。

最近では、地域において国際交流協会やNPO団体等を通じた交流は、大変身近で親しみやすいものであり、文化や習慣をお互いに理解し、尊重し合うことが大切です。

国際化時代といわれて久しい今日、外国人住民に対処する文化や価値観をもった人々と共に生きる社会を築くことが求められています。



援しようとNPO・ボランティア団体等による日本語教室が実施
づくりを実施する団体もあり、ボランティアにより運営されてい

実施されています。滋賀県では、新型コロナウイルス感染症等の
県国際協会による外国人向け情報紙「みみタロウ」の発行などに

労働の場において、外国人労働者というだけで長時間労働を強いられたり、職種を限定されるということがあってはなりません。国では、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定め、外国人の就労をめぐるトラブルを未然に防止するよう取り組んでいます。また、技能実習法（2017年11月施行）では、技能実習生に対する人権侵害に罰則を設けるなど、受入先への監督が強化され、2018年（平成30年）12月の入管法等の改正によって設けられた特定技能制度でも、同様の措置が設けられました。

教育の分野においては、日本語がわからない児童・生徒や保護者への対応が必要です。また、学校の授業を理解しにくいことや高校進学が困難な場合もあることが問題となっています。

て

なります。そのためには、私たちが異なる言葉や文化をもつ人
国際性豊かな人となる必要があります。

等民間の取組が盛んに行われています。文化や音楽、スポーツ
です。これらに積極的に参加することによって、それぞれの国の
です。

に対する差別や偏見の解消に努め、相互理解を進めながら、異なっ
よう、地域における国際化が求められています。

